

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 8 月24日
【届出者の氏名又は名称】	ピーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピー (BCPE Bronze Cayman, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 井上 聡
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 楽 楽 / 同 栗田 聡 / 同 白藤 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピーをいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ネットマーケティングをいいます。
(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月12日付で提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者が2022年8月23日付で株式会社アドウェイズとの間で応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、対象者の第 4 位株主の株式会社Macbee Planet(所有株式数：1,274,500株、所有割合：8.45%。以下「不応募合意株主」といいます。)との間で、2022年 8 月10日付で公開買付不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(長野氏が本公開買付けに応募しない対象者株式と併せて1,774,500株(所有割合：11.76%)、以下「不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。なお、不応募合意株主は、広告事業を営んでいる会社であり、不応募合意株主が2022年 5 月13日付で提出した大量保有報告に係る変更報告書によれば、同社は、2022年 3 月14日から同年 5 月10日にかけて、継続的に市場内外で対象者株式を取得しており、2022年 5 月10日時点で、対象者株式1,159,500株を保有していましたが、対象者の 6 月30日時点の株主名簿の記載によれば、その後の追加取得により、2022年 6 月30日時点で、対象者株式を1,274,500株保有しているとのことです。本書提出日現在、不応募合意株主と対象者との間には事業上の取引関係はないとのことです。また、本書提出日現在、不応募合意株主と公開買付者及びペインキャピタルとの間には資本関係及び事業上の取引関係はありません。

本応募契約、本応募・不応募契約及び本不応募契約の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、対象者の第4位株主の株式会社Macbee Planet(所有株式数：1,274,500株、所有割合：8.45%。以下「不応募合意株主」といいます。)との間で、2022年8月10日付で公開買付不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(長野氏が本公開買付けに応募しない対象者株式と併せて1,774,500株(所有割合：11.76%)、以下「不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。なお、不応募合意株主は、広告事業を営んでいる会社であり、不応募合意株主が2022年5月13日付で提出した大量保有報告に係る変更報告書によれば、同社は、2022年3月14日から同年5月10日にかけて、継続的に市場内外で対象者株式を取得しており、2022年5月10日時点で、対象者株式1,159,500株を保有していましたが、対象者の6月30日時点の株主名簿の記載によれば、その後の追加取得により、2022年6月30日時点で、対象者株式を1,274,500株保有しているとのことです。本書提出日現在、不応募合意株主と対象者との間には事業上の取引関係はないとのことです。また、本書提出日現在、不応募合意株主と公開買付者及びペインキャピタルとの間には資本関係及び事業上の取引関係はありません。

加えて、本公開買付けの開始後、公開買付者は、対象者の第6位株主の株式会社アドウェイズ(所有株式数：392,000株、所有割合：2.60%。以下「アドウェイズ」といいます。)との間で、2022年8月23日付で応募契約(以下「本応募契約(アドウェイズ)」といいます。)を締結し、アドウェイズは、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約、本応募・不応募契約、本不応募契約及び本応募契約(アドウェイズ)の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

< 後略 >

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

また、不応募合意株主が2022年5月13日付で対象者株式に関する大量保有報告に係る変更報告書を提出した後、公開買付者は、不応募合意株主との間で、2022年6月中旬に協議を開始し、本公開買付けへの応募を含む本公開買付けの完了に向けた協力を要請しました。かかる協議において、2022年7月上旬に、不応募合意株主から、対象者の広告事業との潜在的な協業の可能性につき検討する意向があり、対象者の株式を取得することによってその可能性が高まることを見込んで対象者株式を取得してきたことから、本書提出日現在、対象者との間で当該協業について協議は行っていないものの、不応募合意株主が所有する全ての株式を応募せず、本公開買付けが成立し、対象者が非公開化された後であっても、引き続き少数株主としてその株式を保有することにより当該協業の可能性を探りたいとの意向が示されました。公開買付者としても、本書提出日現在、当該協業の可能性について具体的に検討を行っていないものの、将来における対象者と不応募合意株主との広告事業における潜在的な協業の可能性を現時点において否定するものでもなく、また、本スクイーズアウト手続の完了後に想定される不応募合意株主の所有割合は8.45%であり、公開買付者が対象者の議決権の3分の2以上を有するため、会社法上、公開買付者は、対象者の株主総会の普通決議及び特別決議を単独で可決することが可能であること、また、本不応募契約において不応募合意株主の役職員が対象者の役員に就任することを合意していないことから、不応募合意株主が株式を保有することによる非公開後における対象者の事業運営に与える影響は限定的であると判断し、かかる要望を受入れ、2022年8月10日付で本不応募契約を締結いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

また、不応募合意株主が2022年5月13日付で対象者株式に関する大量保有報告に係る変更報告書を提出した後、公開買付者は、不応募合意株主との間で、2022年6月中旬に協議を開始し、本公開買付けへの応募を含む本公開買付けの完了に向けた協力を要請しました。かかる協議において、2022年7月上旬に、不応募合意株主から、対象者の広告事業との潜在的な協業の可能性につき検討する意向があり、対象者の株式を取得することによってその可能性が高まることを見込んで対象者株式を取得してきたことから、本書提出日現在、対象者との間で当該協業について協議は行っていないものの、不応募合意株主が所有する全ての株式を応募せず、本公開買付けが成立し、対象者が非公開化された後であっても、引き続き少数株主としてその株式を保有することにより当該協業の可能性を探りたいとの意向が示されました。公開買付者としても、本書提出日現在、当該協業の可能性について具体的に検討を行っていないものの、将来における対象者と不応募合意株主との広告事業における潜在的な協業の可能性を現時点において否定するものでもなく、また、本スクイーズアウト手続の完了後に想定される不応募合意株主の所有割合は8.45%であり、公開買付者が対象者の議決権の3分の2以上を有するため、会社法上、公開買付者は、対象者の株主総会の普通決議及び特別決議を単独で可決することが可能であること、また、本不応募契約において不応募合意株主の役職員が対象者の役員に就任することを合意していないことから、不応募合意株主が株式を保有することによる非公開後における対象者の事業運営に与える影響は限定的であると判断し、かかる要望を受入れ、2022年8月10日付で本不応募契約を締結いたしました。

加えて、公開買付者は、本公開買付けの開始後、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、アドウェイズとの間で応募契約の締結に向けて交渉を行い、2022年8月23日付で本応募契約(アドウェイズ)を締結いたしました。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに際し、不応募合意株主との間で、本不応募契約を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(1,274,500株、所有割合：8.45%)を本公開買付けに応募しないことを合意しております。公開買付者及びベインキャピタルは、本不応募契約以外に、不応募合意株主との間で合意を行っておりません。不応募合意株主との間の本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約において、不応募合意株主の役職員が対象者の役員に就任すること又は対象者による配当の実施についての合意は存在せず、また、本不応募契約以外に公開買付者と不応募合意株主との間の合意は存在しません。

- () 不応募合意株主は、本不応募契約締結日から株式併合の効力発生日までの間、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使しないこと
- () 不応募合意株主は、本不応募契約締結日以降、株式併合の効力発生日までに開催される対象者の株主総会において、 剰余金の配当その他の処分に係る議案(対象者の2022年6月期定時株主総会における、2022年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された対象者の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり6円を上限として剰余金の配当を行う旨の議案を除く。)及び取締役の選任に係る議案(対象者の2022年6月期定時株主総会における会社提案に係る議案を除く。)、 株主提案に係る一切の議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案(株式併合に係る議案を除く。)が上程されるときは、不応募合意株主が所有する対象者の普通株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする
- () 株式併合の効力発生日後、3年が経過する日後まで、不応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権その他の株主権を公開買付者の指示に従って行使すること(但し、不応募合意株主による対象者株式の保有目的に照らし、当該指示に従わない合理的な理由がある場合を除く。)
- () 不応募合意株主は、本臨時株主総会(以下に定義する。)において、当該時点で所有する全ての対象者の普通株式に係る議決権の行使として、株式併合に関連する議案その他の本スクイズアウトを達成するために必要となる議案に賛成すること
- () 不応募合意株主が所有する対象者の株式が株式併合後に1株に満たない端数となる場合、公開買付者は、不応募合意株主からの要請があった場合、株式併合の効力発生日後、不応募合意株主が、()に定める条件により、対象者に出資し、対象者株式を引き受けるために必要な措置を講じ、かつ、対象者をして講じさせること(注)
- () 公開買付者及び不応募合意株主は、()に定める再出資に当たっては、不応募合意株主が、株式併合に伴う端数株式処理に際して交付を受けた手取金に係る金額を出資することで、不応募合意株主が再出資において取得する対象者の株式数を再出資の直後における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合が、株式併合の効力発生直前に不応募合意株主が所有する対象者の普通株式数をその当時における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合と等しくなる数の対象者の普通株式が交付される条件とすること
- (注) 不応募合意株主による出資は、() 不応募合意株主が所有する対象者の株式が株式併合後に1株に満たない端数となる比率により株式併合が行われた場合に、不応募合意株主が不応募合意株主に係る不応募合意株式に相当する対象者の株式を取得する目的で行われるものであること、また、() 不応募合意株主の対象者の普通株式1株あたりの払込価額は、本公開買付価格と同一の価格である900円(但し、不応募合意株主が端数株式処理に際して交付を受けた手取金に係る金額を出資することで、不応募合意株主が再出資において取得する対象者の株式数を再出資の直後における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合が、株式併合の効力発生直前に不応募合意株主が所有する対象者の普通株式数をその当時における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合と等しくなる数の対象者の普通株式が交付される条件となるよう形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けに際し、不応募合意株主との間で、本不応募契約を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(1,274,500株、所有割合：8.45%)を本公開買付けに応募しないことを合意しております。公開買付者及びペインキャピタルは、本不応募契約以外に、不応募合意株主との間で合意を行っておりません。不応募合意株主との間の本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約において、不応募合意株主の役職員が対象者の役員に就任すること又は対象者による配当の実施についての合意は存在せず、また、本不応募契約以外に公開買付者と不応募合意株主との間の合意は存在しません。

- () 不応募合意株主は、本不応募契約締結日から株式併合の効力発生日までの間、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使しないこと
- () 不応募合意株主は、本不応募契約締結日以降、株式併合の効力発生日までに開催される対象者の株主総会において、
 ・ 剰余金の配当その他の処分に係る議案(対象者の2022年6月期定時株主総会における、2022年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された対象者の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり6円を上限として剰余金の配当を行う旨の議案を除く。)及び取締役の選任に係る議案(対象者の2022年6月期定時株主総会における会社提案に係る議案を除く。)、
 ・ 株主提案に係る一切の議案、並びに
 ・ 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案(株式併合に係る議案を除く。)が上程されるときは、不応募合意株主が所有する対象者の普通株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする
- () 株式併合の効力発生日後、3年が経過する日後まで、不応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権その他の株主権を公開買付者の指示に従って行使すること(但し、不応募合意株主による対象者株式の保有目的に照らし、当該指示に従わない合理的な理由がある場合を除く。)
- () 不応募合意株主は、本臨時株主総会(以下に定義する。)において、当該時点で所有する全ての対象者の普通株式に係る議決権の行使として、株式併合に関連する議案その他の本スクイズアウトを達成するために必要となる議案に賛成すること
- () 不応募合意株主が所有する対象者の株式が株式併合後に1株に満たない端数となる場合、公開買付者は、不応募合意株主からの要請があった場合、株式併合の効力発生日後、不応募合意株主が、()に定める条件により、対象者に出資し、対象者株式を引き受けるために必要な措置を講じ、かつ、対象者をして講じさせること(注)
- () 公開買付者及び不応募合意株主は、()に定める再出資に当たっては、不応募合意株主が、株式併合に伴う端数株式処理に際して交付を受けた手取金に係る金額を出資することで、不応募合意株主が再出資において取得する対象者の株式数を再出資の直後における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合が、株式併合の効力発生直前に不応募合意株主が所有する対象者の普通株式数をその当時における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合と等しくなる数の対象者の普通株式が交付される条件とすること
- (注) 不応募合意株主による出資は、() 不応募合意株主が所有する対象者の株式が株式併合後に1株に満たない端数となる比率により株式併合が行われた場合に、不応募合意株主が不応募合意株主に係る不応募合意株式に相当する対象者の株式を取得する目的で行われるものであること、また、() 不応募合意株主の対象者の普通株式1株あたりの払込価額は、本公開買付価格と同一の価格である900円(但し、不応募合意株主が端数株式処理に際して交付を受けた手取金に係る金額を出資することで、不応募合意株主が再出資において取得する対象者の株式数を再出資の直後における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合が、株式併合の効力発生直前に不応募合意株主が所有する対象者の普通株式数をその当時における対象者の発行する全ての普通株式数(但し、自己株式を除く。)で除した割合と等しくなる数の対象者の普通株式が交付される条件となるよう形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

公開買付者は、本公開買付けの開始後、アドウェイズとの間で、本応募契約(アドウェイズ)を締結し、アドウェイズが所有する対象者株式の全て(392,000株、所有割合：2.60%)について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、公開買付者及びペインキャピタルは、本応募契約(アドウェイズ)以外に、アドウェイズとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者及びペインキャピタルからアドウェイズに対して供与される利益は存在しません。本応募契約(アドウェイズ)において、アドウェイズが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、公開買付者の表明保証に重大な誤りがないこと、公開買付者について、本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務を重要な点において履行及び遵守していること、司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止することを求める旨の訴訟等又はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止する旨の司法・行政機関等による判決等も存在しないこと、対象者の取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見表明の決議をしており、かかる決議を撤回又は変更していないことが規定されております。但し、アドウェイズは、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されません。また、アドウェイズとの間の本応募契約(アドウェイズ)において、以下の内容を合意しております。

- () アドウェイズは、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする又はそれらのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。)を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について本公開買付者と誠実に協議すること
- () アドウェイズは、本応募契約(アドウェイズ)締結日から本決済開始日までの間、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使しないこと
- () 本応募契約(アドウェイズ)締結日以降、本決済開始日までに開催される対象者の株主総会(対象者の2022年6月期定時株主総会を含む。)において、() 剰余金の配当その他の処分に係る議案(対象者の2022年6月期定時株主総会における、2022年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された対象者の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり6円を上限として剰余金の配当を行う旨の議案を除く。)及び取締役の選任に係る議案(但し、対象者の2022年6月期定時株主総会における会社提案に係る議案を除く。)、() 株主提案に係る一切の議案、並びに() 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その所有する対象者の普通株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。
- () 本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、アドウェイズは、その所有する対象者の普通株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとする。

公開買付届出書の添付書類

2022年8月12日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、対象者の第4位株主の株式会社Macbee Planet(所有株式数:1,274,500株、所有割合:8.45%。以下「不応募合意株主」といいます。)との間で、2022年8月10日付で公開買付不応募契約を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(長野氏が本公開買付けに応募しない対象者株式と併せて1,774,500株(所有割合:11.76%)、以下「不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。なお、不応募合意株主は、広告事業を営んでいる会社であり、不応募合意株主が2022年5月13日付で提出した大量保有報告に係る変更報告書によれば、同社は、2022年3月14日から同年5月10日にかけて、継続的に市場内外で対象者株式を取得しており、2022年5月10日時点で、対象者株式1,159,500株を保有していましたが、対象者の6月30日時点の株主名簿の記載によれば、その後の追加取得により、2022年6月30日時点で、対象者株式を1,274,500株保有しているとのことです。本公告日現在、不応募合意株主と対象者との間には事業上の取引関係はないとのことです。また、本公告日現在、不応募合意株主と公開買付者及びベインキャピタルとの間には資本関係及び事業上の取引関係はありません。

(注1) 所有割合とは、()対象者が2022年8月10日に公表した「2022年6月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2022年6月30日時点の発行済株式総数(15,024,800株)から、()本決算短信に記載された2022年6月30日時点の対象者が所有する自己株式数(188株)を控除した株式数(15,024,612株)に、()対象者から2022年6月30日現在残存し、本公告日現在行使可能なものと報告を受けた第1回新株予約権32個の目的である対象者株式数32,000株、第1回新株予約権(2)10個の目的である対象者株式数10,000株、第2回新株予約権40個の目的である対象者株式数8,000株及び第3回新株予約権79個の目的である対象者株式数15,800株の合計65,800株を加算した株式数(15,090,412株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、対象者の第4位株主の株式会社Macbee Planet(所有株式数:1,274,500株、所有割合:8.45%。以下「不応募合意株主」といいます。)との間で、2022年8月10日付で公開買付不応募契約を締結し、不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(長野氏が本公開買付けに応募しない対象者株式と併せて1,774,500株(所有割合:11.76%)、以下「不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。なお、不応募合意株主は、広告事業を営んでいる会社であり、不応募合意株主が2022年5月13日付で提出した大量保有報告に係る変更報告書によれば、同社は、2022年3月14日から同年5月10日にかけて、継続的に市場内外で対象者株式を取得しており、2022年5月10日時点で、対象者株式1,159,500株を保有していましたが、対象者の6月30日時点の株主名簿の記載によれば、その後の追加取得により、2022年6月30日時点で、対象者株式を1,274,500株保有しているとのことです。本公告日現在、不応募合意株主と対象者との間には事業上の取引関係はないとのことです。また、本公告日現在、不応募合意株主と公開買付者及びベインキャピタルとの間には資本関係及び事業上の取引関係はありません。

(注1) 所有割合とは、()対象者が2022年8月10日に公表した「2022年6月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2022年6月30日時点の発行済株式総数(15,024,800株)から、()本決算短信に記載された2022年6月30日時点の対象者が所有する自己株式数(188株)を控除した株式数(15,024,612株)に、()対象者から2022年6月30日現在残存し、本公告日現在行使可能なものと報告を受けた第1回新株予約権32個の目的である対象者株式数32,000株、第1回新株予約権(2)10個の目的である対象者株式数10,000株、第2回新株予約権40個の目的である対象者株式数8,000株及び第3回新株予約権79個の目的である対象者株式数15,800株の合計65,800株を加算した株式数(15,090,412株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

加えて、本公開買付けの開始後、公開買付者は、対象者の第6位株主の株式会社アドウェイズ(所有株式数:392,000株、所有割合:2.60%。以下「アドウェイズ」といいます。)との間で、2022年8月23日付で応募契約を締結し、アドウェイズは、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

< 後略 >